

保健福祉サービス・制度のご案内

こころの病にかかった方々への様々な制度のサービスについてのご案内を申し上げます。当院では総合支援科のスタッフがおり、医療や保健福祉について患者様・ご家族様のご相談に対応し、場合により必要な援助を行いますので、ご利用ください。

相談について費用は掛かりません。お気軽にご相談ください。

目次

1. 所得の保証	2
① 傷病手当金	2
② 障害年金	2
2. 医療費についての制度	2
① 高額療養費・限度額適用認定証	2
② 医療費の確定申告	2
③ 食事療養負担金減額制度	2
④ 自立支援医療制度	2
3. その他の制度	2
① 障害者手帳	2
② 成年後見制度	2
③ 福祉サービス利用援助事業	2
4. 在宅サービス等	3
① 退院前訪問	3
② 訪問看護	3
③ 外来作業療法	3
④ デイケア	3
⑤ 家事援助（ホームヘルプサービス）	3
⑥ ショートステイ制度	3
5. 福祉サービス等	4
① 地域活動支援センター	4
② 生活訓練施設	4
③ 福祉ホーム	4
④ グループホーム（共同生活援助）	4
⑤ 就労移行支援	4
⑥ 就労継続支援A型	4
⑦ 就労継続支援B型	4

1. 所得の保証

名称	概要	手続き	備考
① 傷病手当	給与所得が3日間以上労務不能の際、4日目より標準報酬金額の3分の2が健康保険組合より支給されます。	所属の健康保険組合（その他は全国健康保険協会）にて申請手続きをしてください。（医師の照明が必要になります。）	支給は原則1年半までです。
② 障害年金	傷病により日常生活能力に障害があり、その状態が固定化した場合（1年以上障害の状態が続く）に申請し認定されると障害年金が支給されます。 《1級で年額974,125円、2級で年額779,300円》 ※平成29年4月26日現在	初診日に加入していた年金の種類によって窓口が異なります。 ＜国民基礎年金＞市町村窓口 ＜障害厚生年金＞社会保険事務所	多くの場合、認定まで概ね3ヶ月かかっているのが実状です。

2. 医療費についての制度

名称	概要	手続き	備考
① 高額療養費・ 限度額適用認定証	＜高額療養費＞ 一般的な家庭では1カ月80,100円を超える医療費負担額がある場合、それを超える額が申請することにより還付されます。（4回目から40,200円に減額されます。）※所得に応じて還付金が異なります。 ＜限度額適用認定証＞ 事前に申請すると限度額適用認定証が発行され、一月の医療費が限度額に抑えられます。	加入している健康保険によって申請する窓口が異なります。 ＜国民健康保険＞市町村窓口 ＜社会保険＞社会保険事務所或いは健康保険組合	非課税世帯は35,400円以上は還付されます。上位所得者の特例があります。 ※還付までの間、一時無利子又は低利で貸付を受けることもできる制度もあります。
② 医療費の確定申告	その年に支払った医療費から保険金等の受領額を引き、更に10万を引いた額（またはその年の総所得金額が200万未満の方は総所得の5%の金額）が控除の対象となります。	確定申告の手続きを税務署でしてください。	
③ 食事療養費負担金 減額制度	当院では入院中の食事の負担金が1食360円（1日当たり1,080円）かかりますが、非課税の場合、1食210円（90日を超えると160円）に減額されます。	市町村の国民健康保険の窓口で申請し、認定証を病院窓口へ提示して下さい。	非課税世帯のみの対象です。
④ 自立支援医療制度	こころの病で通院している場合、申請し、窓口で証書を提示することにより、かかった医療費が原則1割負担になります。「世帯」の所得に応じて月の負担上限額が設けられます。	市町村の担当窓口にて申請手続きをして下さい。（医師の診断書が必要になります。）	通院できる医療機関は原則1か所になります。

3. その他の制度

名称	概要	手続き	備考
① 障害者手帳	こころの病等で日常生活や社会生活に制約がある場合、申請ができます。認定されると障害者手帳が発行され、障害者控除を受けたり、公共施設の利用料金の割引を受けたりすることができます。	市町村の窓口にて申請手続きをして下さい（医師の診断書が必要になります。）	多くの場合、認定まで概ね2～3ヶ月かかっているのが実状です。
② 成年後見制度	こころの病等で判断能力が十分でない方に対し、本人の権利や財産を守り、法律的に支援する制度です。	家庭裁判所に後見等で開始の審判を申立てを行います。	成年後見人等の開始まで一定期間かかります。
③ 福祉サービス利用 援助事業	こころの病等で判断能力が十分でない方が安心して生活を送れるようにご本人と社会福祉協議会とで契約し、福祉サービスの利用手続きや、日常生活の金銭管理等を支援する事業です。	社会福祉協議会の窓口で申請の手続きをして下さい。	

4. 在宅サービス等

名 称	概 要	備 考
① 退院前訪問看護	入院中の患者様の退位に向け、前もって患者様宅を訪問し、患者様やその家族などに対して退院後の療養のご相談を行います。	費用については各種保険、生活保護が適用になります。
② 訪問看護	外来通院している患者様を対象に主治医の指示のもと訪問看護を行っています。 在宅患者様、そしてそのご家族が安心して地域での社会生活が継続できるように、看護師、作業療法士などがご自宅に訪問し、療養のご相談や主治医との連携のもと、医療的なケアを行います。	各種保険、生活保護、自立支援医療が適用になります。交通費は実費負担分があります。
③ 外来作業療法	外来通院をしている患者様を対象に、リハビリテーションの一環として主治医の指示のもと、週数回程度作業療法士とプログラムを決め、手工芸からスポーツ、文芸活動などを行います。	費用については自立支援医療が適用になります。
④ デイケア	外来通院している患者様を対象に、主治医の指示のもと日中活動の場として、様々なプログラムを提供しています。体力の維持や対人関係の改善、社会性の向上等を目的としてグループ活動を中心に行っています。利用する頻度についてはスタッフと相談して決めていきます。	各種保険、生活保護、自立支援医療が適用になります。そのほか、お茶代、調理費を別途頂いております。
⑤ 家事援助 (ホームヘルプサービス)	こころの病等により、家事など日常生活に不便を感じている方が対象となっています。障害支援区分によって利用できる時間は異なりますが、ご自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、食事や掃除等の援助を行います。	障害支援区分の新艇が必要です。 市町村の担当窓口にて申請手続きをして下さい。
⑥ ショートステイ制度	こころの病等をもつことで日常生活を営むことが困難な方に対し、一時休息できる生活の場を提供するサービスです。	市町村の担当窓口にて申請手続きをして下さい。

※市町村や地域により様々なサービスがあります。詳細をお知りになりたい方はお問い合わせください

5. 福祉サービス等

名 称	概 要	備 考
① 地域活動支援センター	こころの病をもつ患者様の社会参加を促進する施設です。創作的な活動や生産活動の場を提供したり、同じ病気をもつ仲間との交流場所として利用することができます。相談支援事業を行っている事業所では、相談支援専門員が困っていることの相談に乗ったり、福祉サービスなどについてコーディネートしたりします。	原則として登録制です。
② 生活訓練施設	ご自宅等で日常生活を営むのが難しい、こころの病をもった患者様に対して日常生活に適應することができるよう居室その他の設備を提供し、必要な訓練、指導を行うことで、その方の社旗復歸の促進を図ることを目的とする施設です。障害者総合支援法では、訓練等給付に該当します。	入所期間は2年以内ですが、やむを得ない場合のみ1年以内の延長ができます。
③ 福祉ホーム	一定程度の自活能力のあるこころの病をもった患者様で家庭環境、住宅事情等の理由によって、一定期間利用することで生活の場を提供するとともに必要な指導等を行い、社会復歸と自立の促進を図ることを目的とした施設です。障害者総合支援法では、地域生活支援事業に該当します。	入所期間は2年以内ですが、已む得ない場合のみ1年以内の延長ができます。
④ グループホーム (共同生活援助)	日常生活を維持するに足りる収入があり、なおかつ自活能力のあるこころの病をもった方で、自宅での単身生活が困難な方に対して世話人による食事の世話や服薬指導、金銭出納に関する助言等の援助のもと、自立した生活をする場所です。障害者総合支援法では、訓練等給付に該当します。	利用料は原則1割負担です。が、収入によっては免除されます。 家賃、光熱費及びそのた共通経費、飲食物費については自己負担となります。
⑤ 就労移行支援	65歳未満の一般企業への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用期限は原則2年間です。
⑥ 就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。	
⑦ 就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。	